

令和8年度
御坊市教育委員会点検評価報告書
(令和7年度事務事業分)

御坊市教育委員会

< 目 次 >

評価等に当たって	1 ～ 2
点検評価結果	
1 未来を支えるひとづくり	5 ～ 6
2 子どもを育む地域社会づくり	6 ～ 7
3 生涯学習の振興	7
4 生涯スポーツの振興	8
5 芸術・文化の振興	9
参考資料	
事務事業評価一覧表	11 ～ 27
御坊市教育委員会評価等実施要綱	29 ～ 30
事務事業評価調書	別 添

評価等にあたって

1 はじめに

本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきPDCAのマネジメントサイクルを確立すべく、平成20年度以降教育委員会が行った事務事業の点検評価（以下「評価等」という。）を実施し、教育委員会評価委員会の意見を受け報告書としてまとめています。

2 評価等の対象

今回実施した評価等の対象は、第5次御坊市総合計画に基づき、令和7年度に実施した事業のうち主なもの42事業です。

3 評価等の方法

- (1) 評価等に際し、必要性、効率性、有効性、公平性・透明性の観点から分析し、課題や今後の対応等について示すこととしました。
- (2) 評価は、それぞれの評価項目・総合評価の判定において次の4段階評価としました。

必要性・・・・・・・・４：必要性は高い。

３：必要性はある。

２：必要性は少ない。

１：必要性はない。

効率性・・・・・・・・４：効率性は高い。

３：効率的である。

２：あまり効率的ではない。

１：効率的ではない。

有効性・・・・・・・・４：効果は大きい。

３：効果はある。

２：効果はあまりない。

１：効果はない。

公平性・透明性・・４：公平性、透明性は十分確保されている。

３：公平性、透明性は確保されている。

２：公平性、透明性に欠ける部分がある。

１：公平性、透明性の確保ができていない。

総合評価における判定

- 4：十分できている。
- 3：できている。
- 2：あまりできていない。
- 1：できていない。

- (3) 評価の今後の方向性については、「廃止・終了」、「休止」、「継続」、「拡大」、「見直し」の5つの方向性で表しました。

4 評価等の結果

教育委員会の自己評価の結果は、次のとおりです。

(1) 評価の判定別事務事業数

評 価	十分できている	できている	あまりできていない	できていない
事業数	4	35	3	0

(2) 今後の方向性別事務事業数

方 向	廃止・終了	休 止	継 続	拡 大	見 直 し
事業数	0	0	39	3	0

5 まとめ

自己評価の判定別事務事業数では、「十分できている」とした事業が全体の約9%に相当する4事業で、「できている」とした事業が約83%に相当する35事業、「あまりできていない」とした事業は約7%に相当する3事業でした。なお、「できていない」とした事業は該当ありませんでした。

「できている」と判定をしている事業であっても予算の確保状況によっては判定を下げなければならなくなることが考えられる事業もあり、今後の事業展開に課題を残すものであります。

また、今後の方向性別事務事業数については、39の事業で「継続」とし、今後、更に充実を図っていく必要がある「外国青年招致事業」、「学校図書館整備事業」及び「学校運営協議会設置事業」は「拡大」の判定をしています。

前回の評価で「見直し」としていた「市民文化会館自主事業」は、令和7年度から文化芸術推進事業実行委員会を新たに組織し、従来の大ホールでの催事のみでなく、小ホールや展示室の活用、市民が舞台操作等を体験できる事業提案など、市民が文化・芸術に身近に触れられる交流の場となることを目指して取り組んでいます。

教育委員会としましては、依然として厳しい財政状況の中ではありますが、教育の継続性という観点と、時代の要請等による必要な調整や修正を加えつつ市民ニーズへの的確な対応と教育課題の解消に向け、事務事業の優先度や緊急度等を勘案し、計画的かつ重点的な事業実施に努めなければならないと考えます。

点検評価結果

点 検 評 価 結 果

1 未来を支える人づくり

【基本方針】

「子どもたちがいきいきと学べる環境づくり」を推進します。

〔令和7年度の主な取組状況〕

- ③ 月曜日から金曜日までの午後2時30分から午後4時までに間に実施しているが、令和7年度には子育て支援の一環として、全市立幼稚園で長期休業中にも預かり保育を実施した。（預かり保育実施率 71.1%）
- ⑧ 小中学校の児童生徒、教員用タブレットの更新を行ったことで、動作速度、通信速度が向上し、快適な教育環境を提供できた。
- ⑪ 熱中症対策の一環として、全ての小中学校にウォーターサーバーを設置し、児童生徒が持参する水筒に安全で清潔な水を補給することができた。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

- ◎ 「未来を支える人づくり」では16事業を掲げ、その内15事業で「できている」又は「十分できている」と判定しました。「十分できている」と判定したのは、「幼稚園預かり保育事業」です。また、「あまりできていない」と判定したのは、「学校図書整備事業」で、学校図書館図書標準を全ての小中学校で達成することを目的とした学校図書館図書充実事業を令和5年度から実施しましたが、現在において図書標準に満たしている学校数が1校のみであるため当該評価としたものです。

今後の方向性については、14事業で「継続」としました。今後、更なる充実を図っていく必要がある「外国青年招致事業」、「学校図書整備事業」については、「拡大」としています。

事業全体としては、概ね「できている」との判定をしていますが、引き続き教育内容の充実とともに家庭や地域と連携した包括的な教育支援に努めるなど効率的かつ効果的な事務事業の実施に努めていくことが必要であ

と考える。

2 子どもを育む地域社会づくり

【基本方針】

「家庭・学校・地域が連携して子どもを育む環境づくり」を推進します。

〔令和7年度の主な取組状況〕

- ②④ 包括連携協定を締結している日本郵便(株)の御坊郵便局の配達員の方が、令和5年8月から地域の子ども見守り活動の一環として、児童生徒の下校時に合わせてオレンジ色のベストを着用する取り組みを行っています。令和7年度には、より機能的かつ安全対策等に優れたベストを整備するにあたり、5団体からベスト整備に係る費用の一部をご支援いただいた。
- ②⑤ 毎年活動内容の更新を行っており、特に令和2年度から始めたプログラミング教室は、子どもや保護者から好評を得ている。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

- ◎ 「子どもを育む地域社会づくり」では、7事業を掲げ、その内3事業で「できている」、2事業が「十分できている」との判定をしました。一方、「あまりできていない」と判定したのは2事業で、「学校運営協議会設置事業」では、協議会の目的である学校運営に地域の声を生かし特色ある学校づくりには、更なる活性化が必要であると考えます。「児童健全育成事業（子ども会）」では、市子連としての活動に特化しており、目的である『家庭・地域の教育力の向上を図る』に達していないことから、単位組織への働きかけが十分ではありませんでした。

今後の方向性については、6事業で「継続」とし、今後、更なる充実を図っていく必要がある「学校運営協議会設置事業」については「拡大」としています。

事業全体としては、概ね「できている」との判定をしていますが、少子

化や核家族化、地域における人間関係の希薄化が更に進み、子どもを育てる環境はますます厳しい状況となり、新たな課題が生じてくることも考えられることから、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに成長できるよう青少年健全育成活動への支援を行うとともに、家庭や学校、地域の連携を強化し新たな子育て支援の仕組みづくりに取り組んでいく必要があると考えます。

3 生涯学習の振興

【基本方針】

「生涯を通じ、明るく、楽しく暮らせる環境づくり」を推進します。

〔令和7年度の主な取組状況〕

- ②⑥～③④ 全般的には生涯学習活動の場として、市民文化会館、公民館、図書館、勤労青少年ホーム、教育集会所等の適正な施設管理と地域の身近な生活課題に対応した生涯学習の機会の提供に努めた。

また、市民文化会館については、長年課題とされていたトイレ洋式化を行うための設計業務を発注し、令和8年度にトイレ改修工事を発注する予定。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

- ◎ 「生涯学習の振興」では、9事業を掲げ、「市民教養講座実施事業」を「十分できている」とし、ほか8事業を「できている」と判定しました。また、今後の方向性についても全て「継続」としています。

事業全体としては「できている」以上の判定をしていますが、生涯学習に対する市民ニーズは更に増加していくと考えられることから、より多くの市民が学習の場に参加できるよう幅広い年齢を対象とした多種多様な学習機会の提供や学習施設の利便性向上に努めるとともに、学習を通じて習得した知識や能力を活用する機会の充実に努める必要があると考えます。

4 生涯スポーツの振興

【基本方針】

「すべての市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくり」を推進します。

〔令和7年度の主な取組状況〕

- ③⑦ 本市の体育施設に「GOBO スケートパーク」が新たに加わった。魅力があり使いやすく愛されるパークをデザインコンセプトに掲げ、だれでも気軽に利用でき、地域に愛されるパークを目指して利活用に取り組んで行く。
- ③⑧ 第3回を迎えるにあたり、バナースタンド、のぼりを作成し、競技団体はじめ関係者らの協力により、市外・県外でのイベント等に「麻雀の聖地ごぼう」をPRしていただいた。市庁舎で行う和歌山県予選会には、100名募集のところ219名もの応募があり、反響の大きさに応えられるよう次回以降の課題となった。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

- ◎ 「生涯スポーツの振興」では、4事業を掲げ、いずれも「できている」と判定しました。また、今後の方向性についても全て「継続」としています。

事業全体としては、「できている」との判定をしていますが、引き続き子どもから高齢者まで年代を問わずスポーツに親しみ、健康でいきいきと暮らせるよう地域と連携し、スポーツを通して交流を深める機会の充実やスポーツ施設の利便性向上に努める必要があると考えます。

特に、新たに整備したスケートパークの利活用について、競技団体を交えて利用者の確保・拡大にむけた定期的なスクールや体験会の開催やイベントなどについて協議を進めていきます。

5 芸術・文化の振興

【基本方針】

「市民が芸術・文化に親しめる環境づくり」を推進します。

〔令和7年度の主な取組状況〕

- ④① 市民文化会館自主事業実行委員会は一定の役割を終えたことから、令和7年度から御坊市文化芸術推進事業実行委員会を新たに立ち上げ、市民が文化・芸術に身近に触れられる交流の場となることを目指します。また、令和7年度には宝くじ文化公演として「漫才のDENDO in 御坊」を開催したところ、チケットは即完売となり、約900名の観客を動員できました
- ④② 埋蔵文化財専門職員の体制について、令和6年度から週5日勤務（令和5年度は週2日勤務）で埋蔵文化財専門職員を御坊市で会計年度任用職員として採用し、御坊市及び日高郡6町埋蔵文化財保護行政事務協議会を運営している。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

- ◎ 「芸術・文化の振興」では、4事業を掲げ、いずれも「できている」と判定しました。今後の方向性については4事業全てを「継続」としました。
事業全体として「できている」との判定をしていますが、芸術、文化、歴史はそれぞれの地域において生まれ、育まれ、時代を超えて受け継がれるものであり、引き続き地域文化財の保存・活用を図るとともに、市民が親しめるよう工夫する必要があると考えます。

なお、文化財保護事業については、旧御坊町内を中心とした伝統的建造物の保存や、これまでに収集してきた民具、古文書、写真等の有効活用について検討を行っていくこと及び市内には85か所の埋蔵文化財包蔵地があり、調査体制の充実が必要であると考えます。

参考資料

事務事業評価一覧表

御坊市教育委員会

令和8年度

教育委員会（令和7年度事務事業）評価一覧表

「心豊かな人を育み、明るく、楽しく暮らせるまち」

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
	1	教育委員会の運営	教育行政について審議を行い、本市の教育行政の具体的な施策の推進、充実を図る。	定例会、臨時会の開催、学校訪問の実施、研修会・情報交換会等への参加	3	継続	今後更に教育委員会運営の適正化に努めるとともに、R2年度から交際費の公表を行うことにより、透明性の向上を図っている。
	2	はたちのつどい実施事業	式典を開催し、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます。	「はたちのつどい」式典の開催	3	継続	今後も式典を通して「ふるさと御坊」への愛着や誇りの醸成を図っていく。
未来を支える人づくり	3	幼稚園預かり保育事業	就労を希望する保護者の子育て支援及び好ましい保育環境の提供	月曜日～金曜日の午後2時30分から4時までの間、全園で実施 ※令和7年度からは全園で長期休業中も実施した	4	継続	保護者ニーズも高く、現在のところ運営も順調に行われている。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未来を支える人づくり	4	教育支援委員会設置事業	特別な支援を必要とする児童生徒等の適正な教育支援を期するために設置	適正な就学についての判定、指導及び教育委員会への答申	3	継続	当該幼児・児童・生徒の適正就学と教育の確保を念頭に、個々の状況を十分確認しながら保護者との協議を重ねている。しかし、保護者の就学に対する思いと必ずしも一致しない場合が多く、また小・中学校入学後の対応が必要となるケースも多いことから、小・中学校の特別支援教育の充実を図る必要がある。また、引き続き福祉部門や園・学校等と連携し、きめ細やかな取組を継続するとともに、当該幼児・児童・生徒の適正就学に向けて保護者との丁寧かつきめ細やかな協議を行っていく必要がある。
	5	就学奨励事業	経済的理由により、就学困難な児童等に対し、必要な援助を行う。	学用品費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費、給食費、医療費等の補助	3	継続	経済的理由により就学困難な児童生徒に対し必要不可欠な制度であり、今後も国の基準や地域の動向を見極めながら支給基準及び支給費目について適切に運用していく必要がある。
	6	外国青年招致事業	外国青年を招致し、小・中学校でのネイティブスピーカーによる英語教育の実践充実と、国際理解の推進を図る。	英語指導助手として、小・中学校で英語教育の実践を行う。	3	拡大	小学校において外国語が教科化され、教育の重要性は高まっている。また、小学校の学習内容を受け、中学校英語教育においても語彙力を身につけ異文化理解に努めるとともに、4技能5領域を高める必要がある。特に、「話すこと（やりとり）」の指導を充実し、即興力を習得することが大切であり、A L Tとのやりとりを通じて、これらの力が高められることが大いに期待できる。グローバル化の進展に伴い、国際社会で活躍できる日本人の育成に英語教育並びに国際理解教育の充実は大きな役割を果たしている。今後も外国語教育の充実に努める必要がある。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未来を支える人づくり	7	部活動奨励事業	学校における体育・文化の振興並びに充実を図る。	日常の部活動や各種大会への参加に対する補助	3	継続	県・近畿・全国大会等への出場に際しての補助制度については十分活用されており、児童生徒の心身の健全育成に資するべく引き続き制度を維持していくことが必要と考える。また、日常のクラブ活動に対する補助については十分とは言えず、今後予算確保等に努めていく必要がある。
	8	情報教育環境整備事業	コンピュータによる授業の充実を図り、児童生徒の学力及び情報処理能力の向上を図る。	情報手段を活用した学習活動に応えるための情報機器及び学習環境の整備	3	継続	小中学校の児童生徒、教員用タブレットを更新したことで、動作スピード等が向上し使い勝手が良くなっている。今後については、国や県、他市の動向を注視し引き続き適切な教育ICT環境の整備に努めていく必要がある。
	9	学校備品整備事業	備品の整備・充実を図ることにより、児童生徒等の教育環境の充実を図る。	老朽化等により不具合が生じている備品や学習活動に必要な備品の整備	3	継続	備品購入費については、各学校からの要望を精査し配当を行っている中、要望していた備品を購入されていない状況もあったが、指導を重ねてきたことによって改善されてきた。 しかし、各学校の備品購入費の配当予算が大きくないため、必要な学校備品を購入できないことも考えられるが、学校備品の整備は学校教育に必要不可欠であることから、予算確保と適切な予算執行に努めていくとともに、より一層、効率的な備品の購入ができるよう工夫・検討していく必要がある。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由 、 課 題 、 今 後 の 対 応 等
未来を支える人づくり	10	学校図書整備事業	図書に親しみ読書の習慣づくりを推進することにより、情操教育の充実と学力の向上を図る。	図書の購入及び整理	2	拡大	学校図書館図書標準を満たす学校が1校となり、計画的な図書整備の成果が見られた。しかし、依然として未達成の学校があるため、引き続き不足図書の購入を進めるとともに、学校司書による蔵書点検を踏まえた廃棄・更新を行い、蔵書の質と量の両面から学校図書館の充実を図る必要がある。
	11	学校施設整備事業	学校施設等の整備を行うことにより、児童生徒の教育環境の充実を図る。	老朽化等により不具合が生じている施設の修繕や改修、改築	3	継続	学校施設の老朽化から修繕等を必要とする箇所が年々増加してきており、学校からの要望も多くなっている現状にある。そういった中で、すべての施設整備要望に対応できているわけではないが、必要性や緊急度を鑑み、予算の範囲内で実施している。 令和7年度においては、全体的に修繕料が増加した。緊急的に修繕が必要となった事案等によるものであったが、予算確保等含め早急に対応することができた。 なお、各学校においては、消耗品費や備品購入費の予算不足のため、やむを得ず修繕料から流用しているケースも見受けられた。 今後も各学校からの要望を十分に精査のうえ、必要な予算の確保に努めつつ、安心・安全な教育環境の充実を図っていく必要がある。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由 、 課 題 、 今 後 の 対 応 等
未来を支える人づくり	12	教育研究委託事業	教育課程や指導方法の工夫改善についての研究協議等により学校教育の充実を図る。	教科別、学年別、学校ごとの課題、今後の取り組むべき内容等についての研究委託	3	継続	学習指導要領の指導内容を実現するとともに、学習指導、学級経営等全てにおいてより質の高い教育活動を児童生徒に提供し、市内教職員が情報共有、連携しながら教育研究推進するために必要な事業であると判断する。令和3年度より事業経費が大きく削減される中、事業予算配分については真に必要な事業とその事業費について精査し、適切な配分・実施を行った。今後より充実した研究活動を展開するためには補助については十分とは言えず、今後予算確保等に努めていく必要がある。
	13	児童生徒対策委員会運営事業	御坊市の児童生徒に関する諸課題を解決するため、必要な調査、研究を行い、課題解決に必要な具体策を講じることを目的として設置	学校の報告を受け、課題のある児童生徒及び家庭の情報収集を行う。課題解決に必要なサポートチームの編成について関係機関の調整を行う。	3	継続	市内小・中学校からの児童・生徒の多欠状況報告等のため、定例会議を開催している。長多欠・問題行動等、関係機関との連携が必要な児童生徒については、必要に応じて各校区ブロック会議を開催している。 不登校となる要因や背景が複合化・多様化している現状においては、児童生徒の支援だけではなくその家庭支援が重要となる。そのため、本委員会やブロック会議においても、支援が必要と思われる家庭の報告や関係機関からの支援内容などを協議する場として発展させる必要がある。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未来を支える人づくり	14	教育支援センター実施事業	学校以外の場での子どもの居場所の提供と、不登校児童生徒の支援	不登校児童生徒の集団適応能力の援助・集団活動の実施	3	継続	不登校となる要因や背景は、学校における友人関係の悪化等によるもの・家庭における生活環境等によるもの・児童生徒自身における学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの心身障害等によるものなどがあり、複合化・多様化している。そのため、県や市から派遣されるスクールカウンセラーなどを活用し、様々な要因・背景に沿った支援を提供する必要がある。また、見学にはきたが、入所に至らない児童生徒もあり、各関係機関と連携を取りながら、児童生徒の社会的自立を目指す支援体制を構築することが必要となる。
	15	家庭児童相談事業	児童生徒の養育上の諸問題について、家庭・学校等の相談に応じ、児童福祉の増進を図る。	相談、訪問活動	3	継続	家庭児童相談室は福祉事務所に設置することが前提である。しかし、本市においては不登校に焦点を当てた取組とすること、また教育支援センターと連携する体制で事業運営を行っている。 地域社会や家庭状況変化により、単身家庭の増加や地域社会の希薄化などから、不適切な養育や教育力の低い家庭への支援がより重要となると考えられる。そのため、支援体制構築のため、学校（担任・SC）、関係機関（保健所・医療機関・福祉事務所）などとの連携が引き続き必要となる。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未 来 を 支 え る 人 づ く り	16	特別支援教育推進事業	特別な支援を要する児童等が、支障なく安全に学校生活を送れるようにするとともに、教育効果の充実を図る。	市費による介助員の配置	3	継続	原則として、1学級3人以上の児童生徒が在籍する場合、介助員を配置することとしている。対象と考えられる幼児・児童・生徒は増加傾向にあることや、LDやADHDといった普通学級で対応しなければならない発達障害を抱えた子どもたちが増加傾向にあることから、個別最適化を目指した教育が今後必要性を増す中、原則によらない介助員の配置が求められている。今後、個々の状況を精査・吟味し、必要に応じ介助員を配置していく必要がある。
	17	学校給食実施事業	望ましい食習慣を養うなど食生活の改善と食育の推進を図る。	幼稚園、小中学校における給食の実施	3	継続	学校給食を通じた食育は、児童生徒が正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける上で重要であり、安全で栄養バランスのとれた給食を安定的に提供できていることから、本事業は適切に実施できている。 一方で、精米をはじめとする食材価格や設備修繕用部品、人件費の上昇が続いているため、今後も必要な予算の確保が必要である。 また、児童生徒数の減少に伴い、県から派遣される栄養教諭等の配置基準が2人から1人となり業務負担が増加していることから、人員体制の充実や応援体制の整備を検討する必要がある。
	18	学校健康管理事業	健康診断の実施による児童生徒、教職員等の疾病の早期発見と健康の増進	定期健康診断や生活習慣病予防検診等の実施	3	継続	児童生徒及び教職員の健康診断の実施については、学校設置者の義務として、学校保健安全法で定められているため、引き続き受診漏れがないよう対応していく。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
子 ど も を 育 む 地 域 社 会 づ く り	19	学校運営協議会設置 事業	保護者及び地域住民の意見を 学校運営に反映し、地域とともに ある学校づくりを実現する。	目的の達成のため、各学校に 学校運営協議会を設置する。	2	拡大	昨年度に引き続き、委員に対し、学校・地域のあり方を 熟議できる機会を設け、協議会の活動が活発化できる よう働きかけた。今後についても、協議会の目的で ある学校運営に地域の声を生かし特色ある学校づくりに 向け、更なる協議会の活性化に努める必要がある。
	20	児童センター運営事業	児童福祉法第40条に規定さ れる児童厚生施設である児童セ ンターは、児童生徒に健全な遊 びを与え、その健康を増進し、 または情操を豊かにすることを 目的とする。	児童センターは小型児童館の 機能に加えて、遊び（運動を主 とする。）を通じての体力増進 を図ることを目的とする事業を 行う。	3	継続	地域における遊びや文化的・社会的な体験活動を提供 し、こどもの心身を育成し情操をゆたかにすることを 目的としている。近年では、少子化や放課後児童健全 育成事業などの充実などにより、来館者数が減少して いる。しかし、地域におけるこどものための拠点・福 祉的な課題への対応・健全育成の環境づくりのため、 児童福祉施設としての運営・活動は今後も必要と考 える。また、近年は家庭内での生活体験の機会が減少 し、料理等の日常的な体験すら不足しているこどもが 顕著に見られる。こうした状況を踏まえ、今後は地域 の課題解決を担う拠点として、体験活動の質の向上と 福祉的支援のさらなる強化が求められる。
	21	児童健全育成事業 (子ども会)	地域ぐるみでの青少年の健全 育成活動の推進と家庭・地域の 教育力の向上を図る。	子ども会の育成事業	2	継続	常に地域の実態や保護者、子どものニーズに適合し た子ども会活動のあり方についての検討が必要である が、当面は市子連事業として事務局が主導して、体験 学習等の充実を図り、市子連の活動を単位子ども会活 動としての利用に活用できるよう奨励するとともに、 子ども会未組織の地域の子どもたちへの活動機会の提 供としても行っていく。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
子どもを育む地域社会づくり	22	和歌山県地域と学校の連携・協働体制推進事業 (子どもの居場所づくり推進事業)	宿題や家庭学習をする習慣が身についていない子ども達の学習習慣の確立、大人とのふれあいによるコミュニケーション力の向上、自己肯定感・自尊感情の高揚等	放課後等にひとりで過ごさなければならぬ子どもを含む、主に小学4年から5、6年生の子どもへの学習支援や大人との交流の機会を継続的・定期的に提供する居場所を開設	3	継続	今は児童センターでのみ開設となっている。他の地域での居場所開設については、学童保育等とのバランス及び要望を考慮し、当面の間は、児童センターのみで対応したい。
	23	青少年育成推進事業	地域ぐるみでの青少年の健全育成活動の推進	青少年健全育成地域組織活動の事業委託と連絡調整、少年メッセージ	3	継続	それぞれの地域における青少年育成組織として機能している。
	24	児童生徒等の防犯対策事業	学校や通学路における子どもの安全の確保	安全指導員の配置及び各種団体等による子どもの安全確保(学校安全指導員、緊急通報システム)	4	継続	県教育委員会・御坊警察署・日本郵便(株)・市防災対策課等の関係機関との連携、安全指導員による見守り活動、各種団体の協力、民間企業からの児童生徒の安全に係る寄付など本事業は定着しつつあるが、「声掛け」や「わいせつ行為」、携帯電話を利用した「無断撮影」などの問題事案発生は後を絶たず、児童・生徒を危険から守るために、今後も本事業を継続する必要がある。御坊市全体として「園児・児童・生徒の安全確保」に関する気運を醸成していきたい。
	25	少年少女発明クラブ運営事業	御坊市の次代を担う子どもたちが「ものづくりの楽しさ・喜び」を体得し、「豊かな観察力・想像力」を養う	各種教室の開催	4	継続	12月に開催されるきのくにロボットフェスティバル内で行っている発明クラブ展は御坊市内に限らず、県内外からの来場にも好評である。 指導員数名から加齢に伴い、子供たちの指導に携わるのが年々難しくなっていると言われており、新たな指導員を確保していく必要が生じている。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
生涯学習の振興	26	市民教養講座実施事業	市民の教養を深めるための講演会の開催	幅広いジャンルの著名人を招聘しての講演会の開催	4	継続	御坊日高地域の成人講座として定着しており、引き続き市民ニーズにあった講師選定を行っていく。平成25年度から広域行政事務組合からの補助金が廃止され、日高郡町村会からの補助金(1,000千円)となり1,800千円減額となったため、チケット料金を1千円値上げするとともに特別公演を廃止している。 また近年、講師料が年々高騰しているが予算増額も望めないため、講座回数を固定せず実施していく。
	27	公民館自主事業	市民の教養の向上、生活文化の振興等、生涯学習の増進等を図るため、教養・学術・文化等に関する各種事業を実施する。	中央公民館と御坊市文化協会による御坊市美術展覧会（市展）の開催、分館による地域文化祭及び駅伝大会の開催及び子ども文庫開設など	3	継続	公民館は地域住民の一番身近な公共施設であり、地域コミュニティ形成の活動拠点でもある。学校教育との連携、家庭の教育力の向上を図っていく上において、公民館には大きな役割が求められており、各種の講座や地域文化祭等の自主事業を実施しているところであるが、さらに家庭や学校等と連携しながら地域づくりに取り組んでいきたい。
	28	文化協会補助事業	生涯学習の実践団体としての御坊市文化協会への補助	御坊市文化祭事業及び機関誌発行に要する経費の補助	3	継続	本事業は、市から補助金を受け、文化協会が雑誌「ごぼう文化」を発刊したり、市美術展をはじめ文化祭事業として作品展や発表会等を開催している。文化の向上、美術、芸術の振興・発展を考えれば今後も継続して実施していくことが必要であるとともに、内容等充実させていくには、さらに文化協会と協議検討していく必要がある。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
生涯学習の振興	29	図書館資料整備事業	資料の充実を図ることにより、市民の生涯学習に資する。	図書館資料の購入・収集及び整理	3	継続	適宜市民ニーズを把握しながら新刊の選定作業を実施するとともに、将来に向けて蔵書の保管スペースを拡充確保する方策を考えていく必要がある。
	30	市民文化会館運営事業	市民文化の向上を図るための施設としての市民文化会館の管理運営	館の維持管理、運営	3	継続	指定管理者制度により専門性の高い業者が効果的かつ効率的な運営を行っている。 指定管理者と教育課が連携・協働のもと、問題点や課題を共有し、適切な施設管理・施設運営を行う。 昭和59年の開館から40年以上を経過しており、計画的な修繕が必要である。 突発的に修繕を要とするケースも度々発生していることから、常に対応方法を念頭におかなければならない。
	31	図書館運営事業	図書館の快適な利用環境の維持・充実	図書館の管理運営	3	継続	市民ニーズの多様化と社会情勢の変化に迅速且つ的確に対応するため、専門知識を有する司書資格取得職員の充実を図っていく必要がある。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由 、 課 題 、 今 後 の 対 応 等
生涯学習の振興	32	公民館運営事業	市民の学習機会の創出を図るための公民館の運営	中央公民館、分館等の管理運営	3	継続	分館は、子ども文庫や地域文化祭、各種学習会・教室など、いろいろな会合等にも利用され、子どもから大人まで多くの人々が集い、地域コミュニティの活動拠点施設としての役割を担っている。中央公民館では分館のサポートをしながら本館事業として、市美術展覧会や作品展等の文化祭事業を実施するとともに、各種会議や成人講座として茶道・華道・着付の3教室を開講している。今後は、学校・家庭・地域と情報を共有・連携しながら、地域課題解消への取組に努めたい。
	33	勤労青少年ホーム運営事業	勤労青少年の健全育成、福祉の増進及び社会教育の振興を図るための施設の維持管理	施設の貸館業務	3	継続	勤労青少年福祉事業としての枠を取り除き、社会教育振興としての施設活用を図っている。 施設維持管理については、定期的な巡回点検を必要とする。 施設の老朽化による館内外の修繕箇所が多く発生しており、災害時の避難所にも指定されていることから、特に懸案事項でもある外壁等の修繕及び浄化槽改修は急務である。
	34	教育集会所管理事業	地域における社会教育活動の充実と住民福祉の向上に資するための集会所の維持管理	小松原西会館、財部東会館及び蘭北会館の維持管理	3	継続	自治会を指定管理者として管理を委託することで、スムーズな管理ができている。 令和6年度は修繕箇所がなかったが、今後老朽化も進むことから、定期的な状況把握及び計画的修繕計画を行う。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
生涯 スポ ーツ の 振 興	35	御坊市民スポーツ大会実施事業	市民の健康維持、体力向上及びスポーツの振興を図る。	地区対抗競技と公開競技の実施	3	継続	地区対抗競技の参加者数が減少傾向にあり、地区によっては人集めに苦勞し、チーム編成が困難な地区もある。 また、例年9月第2週の日曜日に開催しているが、熱中症の危険もあるため開催日程については、今後検討していく必要がある。 昨年度、市民スポーツ大会開催日程についての検討会を開催し、従来より懸念されていた熱中症の危険があるため開催日程を再度協議した。 協議の結果、令和8年度については11月第3週日曜日の開催に向けて進めていくこととした。 なお、水泳や相撲など11月開催が難しい種目については、プレ大会として、例年どおり9月第2週日曜日での開催とした。
	36	スポーツ振興事業	各種スポーツ大会の開催等により、市民の体力増進、健康づくりを促す。	各種スポーツ教室及びスポーツ大会の開催	3	継続	市立体育館、武道館、学校体育館、学校ナイター等 現有の施設の利用頻度は高く、体力増進・健康づくり に対する住民のニーズも高くなっている。加えて、市民がスポーツに参画することにより地域コミュニティの維持・強化が期待できるため、今後も継続して事業を実施する。 また、ジュニアスポーツにおいては、スポーツの多様化や少子化により、活動を停止するチームが生じている。既存の競技種目だけでなく、新たな種目の競技団体にスポーツ少年団登録を促し、ジュニアスポーツを活性化していきたい。
	37	体育施設管理事業	体育施設の整備・充実を図ることにより、すべての市民がスポーツに親しめる環境をつくり、年代を問わずスポーツや体力づくりを楽しめ、健康でいきいきと暮らせる環境を推進する。	市立体育館・相撲場、武道館、弓道場及び夜間照明施設の管理・整備 スケートパークの整備	3	継続	これまでも住民のニーズや施設の利用頻度が高いことに加え、スポーツ基本法で「スポーツをする権利」が明確に示されていることから、より一層の施設整備・管理に努める。 老朽化により修繕が必要となっている施設も多く、特に武道館天井や相撲場周囲等、早期に修繕できるよう予算確保に努めていく。 また突発的に修繕が必要となるケースも発生していることから、定期的な巡回に加え、迅速な対応が必要である。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
生涯 スポーツ の振興	38	健康マージャン推進 事業	健康マージャンを通し世代間・ 地域間交流を図り、生涯学習活 動の促進に寄与することを目的 とする。	「第3回 健康マージャンペア フェスタ」の開催	3	継続	(1) 県予選会、本大会を前回同様、開催する。 (2) 今年度4回目の開催となるため、今後の大会のあり 方を関係団体と協議する。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
芸 術 ・ 文 化 の 振 興	39	市民文化会館友の会 事業	日常活動の成果の発表と鑑賞 の機会を通して市民文化の向上 を図る。	夏のまつり、バンドフェス ティバル、大合唱のタベ事業の 開催	3	継続	日常活動の成果を発表する場を提供することで、市 民文化活動の活性化が図れている。
	40	市民文化会館自主事 業	優れた芸術文化の観賞事業を 安価で実施することにより、市 民文化の向上を図る。	子ども芸術劇場やコンサ ート、演劇、古典芸能等	3	継続	市民の文化向上を図るという目的は、一定の成果を 果たせたものと考えている。 令和7年度から新たに「御坊市文化芸術推進事業実 行委員会」を立ち上げ、大ホールでの催事のみなら ず、小ホールや展示室を活用し、市民が文化・芸術に 身近に触れられる交流の場となることを目指す。
	41	歴史民俗資料館運営 事業	文化財に関する資料の収集、 保存、展示及びその活用を図 り、市民文化の向上に資するた めの施設の管理、運営	館の維持管理、各種体験教室 の実施	3	継続	指定管理者との契約は平成27年度で終了し、平成28 年度以降は直営で管理・運営を実施。令和6年度から 埋蔵文化財専門職員が資料館の展示・案内業務を兼務 している。
	42	文化財保護事業	文化財の保護を通じて、郷土 理解を促進し、伝統文化の普及 を図る。	文化財等の指定、管理、調 査、収集、届出	3	継続	伝統的建造物の保存やこれまで収集してきた民具・古 文書・写真等の有効活用を図っていく必要である。ま た、増えつつある文化財の保存場所が確保が必要であ る。 埋蔵文化財専門職員の体制について、日高圏域の担 当職員で協議が整い、令和5年4月から埋蔵文化財専門 職員を御坊市で採用（会計年度任用職員）、御坊市及 び日高郡6町埋蔵文化財保護行政事務協議会を運営。 （令和5週2→令和6～週5勤務）

令和8年8月27日

御坊市教育委員会 御中

御坊市教育委員会評価委員会

委員長 岡本 恒男

令和8年度（令和7年度事務事業分）教育委員会事務事業評価
に関する意見書の提出について

私達、御坊市教育委員会評価委員会委員は、教育委員会からの委嘱を受け、去る8月24日に教育委員会が行った自己点検・自己評価結果について、市民の立場から評価を実施しました。

教育委員会が行った評価では、「あまりできていない」と判定した事業は、「学校図書整備事業」、「学校運営協議会設置事業」及び「児童健全育成事業（子ども会）」の3事業で、これら以外の39事業の内訳は、「十分できている」が4事業、「できている」が35事業、「できていない」と判定した事業はありませんでした。

今後の方向性では、更に充実を図る必要がある「外国青年招致事業」、「学校図書整備事業」及び「学校運営協議会設置事業」については「拡大」、これら以外の39事業については「継続」と判定しています。

当委員会としましては、評価項目と判定の関連性が見いだせない事業があったこと、実施内容と事業目的が合致していない事業があったことなどを指摘し、事業実施にあたっては、常に業務改善の意識を持つことが必要であると提言いたします。

今後の教育行政の一層の充実・推進を図られることを期待して、本意見書を提出いたします。

令和8年度（令和7年度事務事業分）教育委員会評価委員会の主な意見

基本施策	事務事業名	質疑・意見・提案等
未来を支える人づくり	⑥外国青年招致事業	Q:どのような効果があるのか？ A: ALT の授業を受けた子どもたちの語学力向上に加え、コミュニケーションへの関心、異文化への理解及び国際感覚等が高まることを期待している。
	⑩学校図書整備事業	Q:図書標準とは？どの程度達成されていないのか？ A:図書標準は、小・中・学級数別に数式に当てはめて算出する。10校全体の充足率は 72.6%である。 Q:達成できなかった理由は？ A:購入・寄附による増より廃棄による減が上回っているため。 Q:古い内容でも価値のある資料はあると思うが、どのような分野が主な廃棄対象となるのか？ A:過度な汚れや棄損のあるもので、学校司書が判断する。
	⑭教育支援センター実施事業	Q:事業事務の内容にある「集団活動の実施」とはどういうことか？ A:「集団活動」とは、夏のキャンプや年数回の野外活動を指し、参加は自由としている。普段の活動は、児童生徒の意志を尊重し、自らカリキュラムを組んで、支援員とマンツーマンで活動を行っている。 *どこかに集まって活動するのではなく、自宅でいながら学力支援を実施するなど、考え方を変えられないか？
子どもを育む地域社会づくり	⑲学校運営協議会設置事業	Q:評価項目は4・3・3・3だが、判定は「あまりできていない」としたのはなぜか？ A:必要性は4だが、各会で運営に温度差があり、「地域と学校の連携」として十分な活動には至らなかったと判断した。 →委員の意見を踏まえ、有効性を3から2に訂正する。 Q:学校ごとの情報は、他校にも共有されているのか？ A:そこまではされていない。
	⑳児童健全育成事業（子ども会）	Q:目的に「家庭・地域の教育力の向上を図る」とあるが、教育力の向上まで子ども会に期待するのか？ A:子どもたちの親睦を深めるほか、保護者を含めての地域組織活動の支援も含まれるが、そこまでできていないのが現状である。 *「地域の教育力」とは、親同士の関わりなども含めての意味だと解釈した。 →委員の意見を踏まえ、「できている」から「あまりできていない」に訂正する。
	㉕少年少女発明クラブ運営事業	Q:指導員の高齢化が課題と聞いているが、若い世代への働きかけは行っているか？ A:協賛企業や役員を通じて人材紹介を依頼しているが新たな人材確保につながっていない。クラブ卒業生の中学生在が「センパイクラブ員」として後輩の指導にあたっている。

生涯学習の振興	②⑥市民教養講座実施事業	*チケットがすぐ売り切れるという印象がある。余っているのであれば十分に周知すること。
生涯スポーツの振興	③⑦体育施設管理事業	Q:利用者がケガをした場合、市として責任を負えないという誓約書のようなものもらっているか？ A:そのような対応はしていない。傷病者からの請求に基づき、市で掛けている保険で対応することになる。
	③⑧健康マージャン推進事業	Q:総合評価に「今後の大会のあり方を関係団体と協議する」とはどのようなことか？ A:競技団体の会長によると、第4回までは前例踏襲するが、第5回にはやり方を考え直したいとの思いがあるとのこと。 *全国大会開催の意味は理解できるが、地域の健康増進という意味では、年1回の大会開催だけでの効果は如何ほどか。 *御坊市社協と連携して多世代交流事業なども検討していきたい。
芸術・文化の振興	④⑩市民文化会館自主事業	Q:実行委員会の変更により、どのように変わったのか？ A:元の自主事業実行委員会では、市文設置当初から「市民に本物の文化芸術に触れてもらう」として大ホールを中心に催事を行ってきたが、近年は来場者数の減少により、娯楽に振った催事に偏り、また市の予算確保も難しくなったことから一定の役割を終えたとして解散した。今後は市文が市民に開かれた施設となるよう小ホールや展示室、舞台関係の仕事にも興味を持ってもらえるような館運営を目指すため、新たな組織を設置した。 *市民に本物の芸術を見せることは重要なこと。市民の文化意識を高めるために行うものであること。 *5～6年に1度は御坊でクラシックが聴ける、ということが続けて欲しい。
	④⑪歴史民俗資料館運営事業	Q:埋蔵文化財専門職員が歴民館の案内も1人で兼務しているのか？ A:専門職員のほか2名配置している。

御坊市教育委員会評価等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価（以下「評価等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 教育委員会は、評価等に際し、合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うものとする。

2 評価等の結果は、総合計画の実施計画及び予算に反映させるよう努めるものとする。

(評価等の実施)

第3条 各課かい所長は、事務事業評価調書（別記様式。以下「調書」）により、自ら所管する事務事業について毎年評価等を行い、教育長に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により教育長に提出された調書に検討を加え、自ら評価等を行うものとする。

(委員会)

第4条 教育委員会は、前条第2項の評価を行うに当たり、当該評価の客観性を確保するため、教育委員会評価委員会(以下「委員会」という。)を設けるものとする。

2 委員会は、次に掲げる事項について教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 教育委員会が実施する評価等
- (2) 評価等の方法、公表及び報告書に関すること。
- (3) その他評価等に関する事項

(組織)

第5条 委員会は、委員5人以内で構成する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価等の公表)

第8条 教育委員会は、評価等を行った場合は、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告書を議会に提出するとともに、市民にわかりやすい形で公表するものとする。

(市民意見の反映)

第9条 教育委員会は、前条の報告書に関して市民から意見があったときは、その意見を評価等に反映させるよう努めるものとする。

(制度の見直し)

第10条 教育委員会は、評価等を行うに当たり、事務事業の成果を把握する手法その他評価等の方法について、その改善と発展が図られるよう随時見直しを行うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、評価等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和8年度 事務事業評価調書

事業実施課室等		職員数					
事務事業名						担当係等	
総合計画上の位置付け							
目的							
事務事業の内容							
前年度からの改善点							
根拠法令等		地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律					
事業経費	区分	単位	R5年度	R6年度	R7年度	特記事項	
	決算額	千円					
	うち一般財源	千円					
成果・実績	区分	単位	R5年度	R6年度	R7年度		
評価項目		評価	評価の主な観点等				
1	必要性		・ 市民ニーズや社会経済情勢の現状に合致しているか。 ・ 事務事業を本市教育委員会が実施すべきか。				
		評価に対する説明等					
2	効率性		・ 事務事業は効率的に実施されているか。 ・ コスト削減の工夫がなされているか。				
		評価に対する説明等					
3	有効性		・ 事務事業の目的に照らして効果的な手法か。 ・ 施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。				
		評価に対する説明等					
4	公平性 透明性	3	・ 事務事業の効果は公平に配分されているか。 ・ 説明責任を果たすために適切な情報提供がなされているか。				
		評価に対する説明等					
総合評価	判定	☐ 十分できている ☐ できている ☐ あまりできていない ☐ できていない					
	今後の方向性	☐ 廃止・終了 ☐ 休止 ☐ 継続 ☐ 拡大 ☐ 見直し					
	判定理由、課題、今後の対応等						